

令和7年度 第13回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和8年3月25日(水) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階303大会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 教 育 部 参 事 浅 井 努 教育部次長兼生涯学習課長 大 沼 賀 敬 教育部次長兼学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 炭 竈 愛 子 学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長 嶋 中 三 奈 健康福祉部次長兼児童保育課長 吉 野 厚 之
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第12回定例会会議録の承認について 日程第3 同意第2号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について 日程第4 同意第3号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について 日程第5 同意第4号 清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 日程第6 同意第5号 清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について 日程第7 同意第6号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について 日程第8 同意第7号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について 日程第9 同意第8号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について 日程第10 同意第9号 清須市教育支援教室指導員の任命について 日程第11 議案第8号 清須市学校施設整備計画検討会設置要綱案 日程第12 議案第9号 清須市立小中学校等緊急搬送時選定療養費助成金交付要綱案 日程第13 議案第10号 清須市学校給食費等給付金支給事業実施要綱案 日程第14 議案第11号 清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案 日程第15 議案第12号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案 日程第16 議案第13号 清須市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示案 日程第17 議案第14号 清須市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示案 日程第18 議案第15号 清須市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は、5名です。過半数の出席がありますので、只今から、令和7年度第13回清須市教育委員会定例会を開会します。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。ここで、あらかじめ申し上げます。
委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通してお願いします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天埜教育長

「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。

日程第2 令和7年度第12回定例会会議録の承認について

天埜教育長

「令和7年度第12回定例会会議録の承認」についてを議題とします。
事務局より、説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。
それでは、お手元の令和7年度第12回清須市教育委員会定例会会議録案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和8年3月10日、火曜日、午前9時30分開会でした。
出席委員につきましては、天埜教育長ほか4名の方、全員ご出席いただきました。
定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか9名でありました。
日程第1の会議録署名委員の指名をはじめ、日程第2の会議録の承認、日程第3から日程第7まで、それぞれ議案をお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきまして、1ページから9ページとなります。
また、日程第8、県費負担教職員等の人事の内示については、非公開の議案としてお認めいただきました。こちらは非公開の議事録としてまとめております。
ご確認をお願いいたします。以上です。

天埜教育長

ありがとうございました。内容について、ご確認の時間を少しとります。
これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
これより、採決をします。「令和7年度第12回定例会会議録について」は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、「令和7年度第12回定例会会議録について」は、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、高山委員と上田委員に、ご署名をお願いします。

日程第3 同意第2号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について

天竺教育長 同意第2号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の瀬尾です。
同意第2号、清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について。
清須市教育委員会事務局教育部職員に別紙の者を任命する。
令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。
提案理由です。この案を提出するのは、令和8年4月1日付、清須市職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第34条の規程により、教育委員会事務局教育部の職員を任命するために必要があるからです。

1枚おめくりください。4月1日付けのそれぞれの職員の人事異動についての一覧表となります。

まず、異動でございます。昇格、職名変更、市長部局から教育部への異動、再任用及び新規採用により配属された職員で、計20名です。

教育部より市長部局等へ異動した職員は、7名です。

最後に退職でございます。こちらについては、3名が令和8年3月31日付けにて退職となります。

なお、幼稚園の異動につきましては、今回はございませんでした。

令和8年度、新たな体制で清須市の教育行政を担ってまいりますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

天竺教育長 ありがとうございます。
それではこれより、質疑を行います。質疑は、ございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

同意第2号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について」は、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第2号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第4 同意第3号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について

天竺教育長 同意第3号「清須市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。
(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい、スポーツ課長の高山でございます。

同意第3号、清須市スポーツ推進委員の委嘱について。清須市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由。この案を提出するのは、清須市スポーツ推進委員規則第4条の規定により、清須市スポーツ推進委員を委嘱するために必要があるからです。1枚おめくりください。別紙、委嘱者一覧をご覧ください。

スポーツ推進委員に、再任2名新規2名を委嘱するものです。委嘱期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年でございます。

裏面をご覧ください。参考でございます。昨年度委嘱した者31名とあわせまして、令和8年度のスポーツ推進委員は35名となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

天埜教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

同意第3号「清須市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第3号「清須市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり同意されました。

日程第5 同意第4号 清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

天埜教育長

日程第5、同意第4号「清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第4号、清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について。清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に別紙の者を委嘱する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第2条の規定により、清須市立の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するために必要があるからです。

一枚おめくりください。学校医等の新規委嘱者等となります。

交代がありましたのは、清洲小学校の学校医、星の宮小学校の学校歯科医、西枇杷島小学校、古城小学校、西枇杷島中学校の学校薬剤師でございます。

清洲小学校の学校医については、はるひ呼吸器病院の米田先生、星の宮小

学校の歯科医については、ほしのみや歯科・矯正歯科の山崎先生、西枇杷島小学校の学校薬剤師については、古城調剤薬局の鈴木薬剤師、古城小学校の学校薬剤師については、古城調剤薬局の濱崎薬剤師、西枇杷島中学校の学校薬剤師については、きよす調剤薬局の梅田薬剤師へ変更となりました。

園児及び児童生徒が、幼稚園や学校の生活を健康に過ごすことができるよう、ご指導及び各種健診業務にご協力をいただきますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

同意第4号「清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第4号「清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり同意されました。

日程第6 同意第5号 清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について

天竺教育長

日程第6、同意第5号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について」でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の大沼です。

同意第5号、清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について。清須市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、社会教育法第9条の7第1項の規定により、清須市地域学校協働活動推進員を委嘱するために必要があるからです。

1ページおめくりください、委嘱者の名簿になります。

地域学校協働活動推進員とは、学校と地域をつなぐ調整役として、地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案のほか、学校からの支援依頼に対して地域ボランティアの募集・確保などにご協力いただきます。

令和8年度においても、中学校区ごとに連携して活動できる体制を整備するため、29名を委嘱するものです。任期は、令和9年3月31日までの1年間となります。よろしく願いいたします。以上です。

天竺教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

同意第5号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第5号「清須市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は、原案のとおり同意されました。

日程第7 同意第6号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について

天埜教育長

日程第7、同意第6号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について」でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第6号、清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について。

清須市立小中学校スクールカウンセラーに別紙の者を任命する。

令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校の児童生徒の問題行動等に的確に対応するとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、清須市立小中学校スクールカウンセラーを配置し、任命するために必要があるからです。

1枚おめくりください。今年度、各学校にスクールカウンセラーとして任命しようとする13名の一覧表でございます。備考の欄をご覧くださいと、6名の方が愛知県からの派遣となっております。

県から派遣されたスクールカウンセラーに関しましては、中学校ごとに1名、2つの小学校に1名配属されるものとなっております。従いまして、本市は6名が配属されております。

なお、本市は充実した教育環境を整備したいという考えから、県からの派遣以外に、市において任用した7名のスクールカウンセラーを学校に配属させていただいております。

令和7年度は12名体制でございますが、令和8年度は清洲小学校で1名増員し、合計で13名の体制としたいと考えております。

なお、13名の方については、全ての方が臨床心理士の資格を保有しております。任命期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。ご承認をお願いします。

天埜教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

同意第6号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第6号「清須市立小

中学校スクールカウンセラーの任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第8 同意第7号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について

天埜教育長 日程第8、同意第7号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命について」
でございます。
事務局より、議案の説明をお願いします
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長

学校教育課長 はい。学校教育課長の瀬尾です。
同意第7号、清須市青少年・家庭教育相談員の任命について。清須市青少年・家庭教育相談員に別紙の者を任命する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。
提案理由です。この案を提出するのは、いじめ・不登校問題解消並びに問題行動等のある児童生徒及びその保護者に対し、専門的視野から助言指導を行う、清須市青少年・家庭教育相談員を任命するために必要があるからです。
一枚おめくりください。任命者の一覧となります。元教員である、富田和美氏と大島明美氏の2名のほか、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する新谷 忍氏、警察OBで、また、児童相談所で勤務されていたり、岩瀬明広氏の4名体制により、相談・支援を継続してまいります。
任用期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となっております。また、備考欄のSSWは、スクールソーシャルワーカーの略です。愛知県の補助事業を活用して、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の担当部門や関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援していく役割を昨年を引き続き、担っていただきます。県の補助要綱上では、教員OBなど、福祉や教育の分野において、知識・技術を有する者又は活動実績を有する者のうち、教育委員会が認める者をスクールソーシャルワーカーとしても活用することが可能となることから、3名の方については、その旨を併せてご承認をお願いします。

天埜教育長 ありがとうございます。
それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより、採決をいたします。
同意第7号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第7号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第9 同意第8号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について

天埜教育長

日程第9、同意第8号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命について」
でございます。

事務局より、議案の説明をお願いします
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第8号、清須市特別支援教育巡回指導員の任命について。清須市特別
支援教育巡回指導員に別紙の者を任命する。令和8年3月25日提出。清須
市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校を巡回し、発達障害
のある園児、児童生徒に対し、適切な就学並びに支援について助言を行う、
清須市特別支援教育巡回指導員を任命するために必要があるからです。

一枚おめくりください。巡回指導員の一覧です。令和7年度からの変更は
なく、引き続き2名の方で、市内の学校、幼稚園、教育支援教室を担当して
いただくこととしております。

1人目の李慧英氏は、清洲・新川地区を担当いただきます。平成17年度
には、西枇杷島中学校のスクールカウンセラーとして勤務経験をお持ちで、
臨床心理士の資格をお持ちです。

2人目の小濱眞奈美氏は、西枇杷島・春日地区及び教育支援教室を担当し
ていただきます。臨床発達心理士等多種の資格を保有され、幼児教育や言語
等の分野が得意で、豊学校での勤務経験が長い方です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1
年間です。ご承認をお願いします。

天埜教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命について」は、原案の
とおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第7号「清須市特別
支援教育巡回指導員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第10 同意第9号 清須市教育支援教室指導員の任命について

天埜教育長

日程第10、同意第9号「清須市教育支援教室指導員の任命について」で
ございます。

事務局より、議案の説明をお願いします
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第9号、清須市教育支援教室指導員の任命について。清須市教育支援
教室指導員に別紙の者を任命する。令和8年3月25日提出。清須市教育委

員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校の児童生徒で、何ら

かの心理的な理由等で登校できないもの並びにその保護者に対し、学校及び関係機関の連携の下に適正な支援や指導を行う、清須市教育支援教室指導員を任命するために必要があるからです。

一枚おめくりください。指導員の一覧です。令和7年度からの変更はなく、4名ともに元教員であり、不登校児童生徒へ暖かい眼差しと包容力をもって、通室者の支援にあたっていただけの方でありますので、ご承認をお願いします。

天埜教育長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

同意第9号「清須市教育支援教室指導員の任命について」は、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第9号「清須市教育支援教室指導員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第8号 清須市学校施設整備計画検討会設置要綱案

天埜教育長

議案第8号「清須市学校施設整備計画検討会設置要綱案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

議案第8号、清須市学校施設整備計画検討会設置要綱案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校の施設の今後の在り方や、清須市学校施設整備計画等についての検討を行うため必要があるからです。

1枚おめくりください。制定文となります。

この検討会は、清須市立小中学校の施設の今後の在り方、清須市学校施設整備計画等についての検討を行うために設置し、学識経験者、小中学校の校長の代表者、児童生徒の保護者の代表者等で組織します。

今後のスケジュールとしましては、まず令和8年度におきまして、学校施設長寿命化計画に代わる次期学校施設整備計画の骨子となる、教育委員会として考える学校施設の課題や改修に向けた考え方をまとめた「学校施設のあり方基本計画」を策定し、次に令和10年度を目標に「次期学校施設整備計画」を策定してまいります。

保護者をはじめとした市民の意見については、アンケートやパブリックコメントを方針・整備計画策定の過程で実施し、収集された意見等について検討を深め、反映させてまいります。

また、この「学校施設整備計画」と、市の策定する「公共施設等総合管理計画」との整合は、情報共有を目的とした会議の場を設けることで、齟齬の無いよう調整してまいります。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

天竺教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。はい、高山委員。

高山委員

はい、私の方から1つご質問させていただきます。ただいま事務局より説明がありました、この検討会の設置要綱案の第2条のところですね、括弧2に清須市学校施設のあり方基本方針とあります。次に、括弧3では清須市学校施設整備計画とありますが、この違いは何でしょうか。

天竺教育長

はい、事務局お願いします。学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課の瀬尾です。清須市学校施設のあり方基本方針は、次期学校施設計画の骨子となるたたき台として、教育委員会の考え方、方向性として作成するものでございます。次の清須市学校施設整備計画はこのたたき台を元に、教育委員会の以外の方のご意見を伺う機会を設けておりますので、2年間そこで意見を聞いて審議をして、学校施設の個別施設計画として策定するものでございますので、まず、あり方基本方針というものは、あくまでも教育委員会の考え方や方向性を示したものでございます。以上です。

天竺教育長

よろしいですか。

高山委員

はい、ありがとうございました。

天竺教育長

その他、質問はよろしかったでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第8号「清須市学校施設整備計画検討会設置要綱案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第8号「清須市学校施設整備計画検討会設置要綱案」については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 清須市立小中学校等緊急搬送時選定療養費助成金交付要綱案

天竺教育長

議案第9号「清須市立小中学校等緊急搬送時選定療養費助成金交付要綱案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

議案第9号、清須市立小中学校等緊急搬送時選定療養費助成金交付要綱案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校の教諭等が迷いなく救急通報を行える体制を確保するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため必要があるからです。

1枚おめくりください。制定文となります。

この助成金交付の対象者は、市内小中学校、西枇杷島第1幼稚園、清須市立教育支援教室、清須市放課後子ども教室事業に在籍・利用するものの保護者です。

助成対象経費は、学校又は事業を管理する者の要請により緊急搬送された対象児童等に係る選定療養費で、助成金の額は7,700円又は助成対象経費の額のいずれか低い額です。

裏面1番下、附則です。この告示は、令和8年4月1日から施行するものです。

この選定療養費につきましては、平成28年4月、健康保険法の改正により、200床以上の地域医療支援病院は、紹介状のない初診の患者から選定療養費として税抜き7,000円以上を徴収することが義務づけられたものです。そのため、学校から児童生徒が救急搬送された際に、医療機関が「緊急性が認められない」と判断した場合、保護者に選定療養費が請求されることとなっています。

本市の小中学校においては、令和6年度の救急搬送は23件、選定療養費の発生件数は4件ございました。

学校現場において、教員が児童生徒の容態が緊急かどうかを正確に判断することは難しく、緊急要請を躊躇することが懸念されるため、この助成金の制度を創設するものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

天竺教育長

詳しい説明ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。はい、後藤委員。

後藤委員

ただいまの事務局の説明、大変詳しく、よくわかりました。私から一つ、質問させていただきたいと思います。

提案理由のところで、迷いなく救急通報を行える体制を確保するということが書いてありますが、こちらについてもう少し教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

天竺教育長

はい、事務局お願いします。学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課の瀬尾です。先ほどの説明と少し重複する部分もございしますが、救急搬送して、病院の方で、救急搬送で受け入れる程度ではないケガと判断されますと、選定療養費が保護者の方に請求されます。保護者の方が「そんなことは聞いていない」ということを後々おっしゃられる方も、中にはみえます。そういうことがございますと、学校側としましても、この程度で救急搬送して良いのかという判断を躊躇してしまうような場面がある

時もあります。そういったことが無いように、この選定療養費の助成をすることで、躊躇うことなく学校が救急通報して、救急搬送へ向かえるようにするためにこの助成制度を創設するものです。以上です。

天竺教育長

よろしいですか。

後藤委員

はい、たいへんよくわかりました。ありがとうございました。

天竺教育長

その他、質問はよろしかったでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第9号「清須市立小中学校等緊急搬送時選定療養費助成金交付要綱案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第9号「清須市立小中学校等緊急搬送時選定療養費助成金交付要綱案」については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 清須市学校給食費等給付金支給事業実施要綱案

天竺教育長

議案第10号「清須市学校給食費等給付金支給事業実施要綱案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

議案第10号、清須市学校給食費等給付金支給事業実施要綱案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、子育て世帯の生活を支援するための措置として、小学生又は中学生であるもののうち、清須市学校給食センターが実施する給食を受けるもの以外のものに学校給食費等給付金を支給するため必要があるからです。

一枚おめくりください。制定文となります。

子育て世帯の生活を支援するための措置として、学校給食費の無償化の対象とならない清須市外の小・中学校に通学している児童生徒等の保護者に対して、学校給食費等給付金を支給するものです。

裏面1番下、附則です。この告示は、令和8年4月1日から施行するものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

天竺教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、採決をいたします。議案第10号「清須市学校給食費等給付金支給事業実施要綱案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]
ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第10号「清須市学校給食費等給付金支給事業実施要綱案」については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案

天竺教育長 議案第11号「清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。
(児童保育課長 挙手)

児童保育課長。

児童保育課長 健康福祉部児童保育課長の吉野です。
議案第11号、清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会、教育長、天竺幸治。
提案理由です。この案を提出するのは、幼稚園設置基準の一部改正に伴い、学級編成基準を引き下げるために必要があるからです。
一枚おめくりください。こちらは規則の改正案となります。もう1枚おめくりください。新旧対照表となります。下線の引いてある箇所が今回の変更箇所です。
改正の趣旨といたしましては、近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要です。そのため、今回文部科学省令である幼稚園設置基準の一部が改正されたことを受けまして、西枇杷島第1幼稚園管理規則にある一クラスの人数を、現在35人以下であるものを30人以下に引き下げるものです。
なお、本規則は令和8年4月1日から施行するものです。
説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いします。

天竺教育長 ありがとうございます。
それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第11号「清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第11号「清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案

天竺教育長

議案第12号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい、学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

議案第12号、清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由。この案を提出するのは、米飯等の価格高騰を受けて給食費の額を改定するとともに、清須市立小学校の児童及び清須市立中学校の生徒にかかる給食費について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、無償とする取扱いを行うために必要があるからです。

1枚おめくりください。当該規則改正に係る改め文となります。

もう1枚おめくりいただくと、改正関連部分の新旧対照表となります。

今回、米飯等の主食及び牛乳の価格高騰分を上乗せる形で、第3条第1項に規定する給食費の額を、月額で幼稚園が4,400円から4,600円、小学校が4,900円から5,200円、中学校、給食センターの職員が5,600円から5,900円に引き上げ改定し、同条第2項における文言を一部統一的な表現に改めます。

また、令和8年度児童生徒の給食費を無償とするにあたり、附則に令和8年度における給食費の額の特例として二つの項の第12項と第13項を追加するものでございます。第12項は小学校児童に対する無償化、第13項は中学校生徒に対する無償化の記述でございます。

別表第1の改正は給食提供日数が少ないことから別に給食費の設定をしている月について、同様に引き上げ改正を行うものでございます。

本規則改正の施行は、令和8年4月1日になります。よろしく願いいたします。

天竺教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。はい、太田委員。

太田委員 ただいまの説明で、給食費の改正の必要性は理解ができたんですけども、今後小学校等無償化が続く中で、今後も給食費自体の月額の改定していく理由をもう少し教えていただければと思います。

天埜教育長 はい、事務局お願いします。学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長 はい、学校給食センター管理事務所長の吉田です。学校給食法におきましては、食材料費は保護者負担と位置づけられております。今回の国の小学校給食費の負担軽減事業の実施において、この部分の学校給食法の改正はございませんので、給食にかかる保護者負担となるべき適正な給食費の額というものは設定する必要があるということで認識しておりますので、今回、金額を設定させていただいているというところでございます。以上です。

天埜教育長 よろしいですか。

太田委員 はい、ありがとうございました。

天埜教育長 その他、質問はよろしかったでしょうか。
 (委員より、「なし。」の声あり)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これより討論を行います。討論はございますでしょうか。
 (委員より、「なし。」の声あり)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これより、採決をいたします。議案第12号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
 [全員挙手]
 ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第12号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 清須市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示案

天埜教育長 議案第13号「清須市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。
 (学校教育課長 挙手)
 学校教育課長。

学校教育課長 はい、学校教育課長の瀬尾です。
 議案第13号、清須市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。
 提案理由です。この案を提出するのは、事業を利用できる者を小学校1年生から6年生までの児童に変更するため必要があるからです。
 1枚おめくりください。改正文となります。もう1枚おめくりください。新旧対照表となります。

令和8年4月1日から放課後子ども教室事業の対象を、小学1年から3年生までであったものを、小学1年から6年生までに拡大することに伴い、変更するものです。

1枚お戻りください。1番下、附則です。この告示は、令和8年4月1日より施行するものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

天竺教育長

ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。はい、上田委員。

上田委員

放課後子ども教室を1年生から6年生までに拡大されるということで、大変ご家族の方も安心して喜ばれるところが多いと思います。ただ、それに伴って、受け入れ教室の整備状況ですとか、現段階で受け入れ児童数の現状というものはどの程度増えているのかということをお教えいただきたいです。

天竺教育長

はい、事務局お願いします。学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。受け入れ教室の整備状況でございますが、受け入れ教室を改修するところは、古城小学校と清洲小学校の放課後子ども教室になります。古城小学校は、体育館2階の教室の隣の、今器具庫として使われているところを整備して空調を入れて教室として使えるようにする工事を令和8年度の夏までには行いたいと思っております。清洲小学校につきましては、少し大がかりな工事になりますので、部屋を一つ、今の放課後子ども教室の隣に壁を作って部屋を作るという大がかりな工事になりますので、1学期の間は南館の2階に放課後子ども教室を、間借りをしてそこで実施します。夏休み中にその新しい壁を作ってできた部屋に空調を整備して、2学期からは、今ある放課後子ども教室と、その隣の新しい部屋の2カ所を使って運営するような体制でいきたいと考えております。

現在の登録状況ですが、令和7年度は965人の登録実績がございます。3月23日時点の令和8年度の申し込み登録者数は、1,154名です。このうち新4年生から新6年生の申込者数は、350名です。想定をしていた新4年生から新6年生は、471名ほどの見込みでおりましたので、今の段階では、想定より120名程度下回っている状況でございます。

天竺教育長

よろしいですか。

上田委員

はい、よくわかりました。ありがとうございました。

天竺教育長

その他、質問はよろしかったでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第13号「清須市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第13号「清須市放

課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 清須市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示案

天笠教育長

議案第14号「清須市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

議案第14号、清須市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。

提案理由です。この案を提出するのは、令和7年度をもって小学校の部活動を廃止することに伴い、小学校に係る部活動補助金を廃止するため必要があるからです。

1枚おめくりください。改正文となります。もう1枚おめくりください。新旧対照表となります。

別表から小学校の欄を削除し、文言の整理をするものです。

1枚お戻りください。1番下、附則です。この告示は、令和8年4月1日から施行するものです。

2枚ほどおめくりいただき第1号様式をご覧ください。表と裏で新旧の様式となっております。申請書の宛名が「清須市教育委員会」となっており、裏面を見ていただきますと「清須市教育委員会教育長」とあります。これは、今回の改正に合わせて、補助金の交付を受けて決定するのは、教育長ではなく教育委員会であるため、統一した表記とするため今回の改正に合わせて、1号様式から8号様式まですべて教育長を教育委員会として改正しております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いします。

天笠教育長

ありがとうございます。今回の改正に伴い書式の整理もされたということでございます。少し資料も多いですので、少しお時間をとりたいと思います。

よろしいでしょうか。

それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第14号「清須市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第14号「清須市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 清須市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案

天竺教育長 議案第15号「清須市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の瀬尾です。
議案第15号、清須市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和8年3月25日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、対象校の校長は、「業務量管理・健康確保措置の実施」の基本的な方針を作成し学校運営協議会の承認を得なければならなくなるため必要があるからです。

1枚おめくりください。改正文となります。

清須市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に「第2号 対象学校の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を加える。

1番下、附則です。この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。もう1枚おめくりください。新旧対照表となります。

説明は以上です。ご承認をお願いします。

天竺教育長 ありがとうございます。
それではこれより質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第15号「清須市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第15号「清須市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天竺教育長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。
これで、令和7年度第13回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時25分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 太 田 光 則